

公共サービス改革法の 事業選定等に関する再ヒアリング (エネルギー消費統計調査)

資源エネルギー庁
長官官房 総合政策課 戦略企画室

事業内容の変更について

- 時系列の不安定等を解決するため、今後、新手法を確立・改訂予定
- 改訂の結果を踏まえ、再来年度以降の事業内容変更の必要性を判断

平成29年若しくは平成30年4月に発表するものに反映する予定の変更
(実査の事業に大きな変更無し)

1. 燃料種別の外れ値排除
(電力、ガス等毎に消費のバラツキを審査)
2. 時系列での外れ値排除
(各事業所の消費の時系列のバラツキを審査)
3. 差推定の適用
(時系列の変化幅を拡大推計する手法)

平成31年4月発表分から必要があれば導入を検討する変更
(実査の事業に大きな変更あり)

1. インポートンスサンプリング
(重要な産業、燃料等に低い誤差率を要求)
2. サンプル数の増加
(細かい産業分類、燃料種別での目標設定)
3. データ審査基準の厳格化
(疑義照会の量・質により高いものを要求)

次期調達に向けた仕様書の改善点

○事業者へのヒアリング、前年度の質問事項を踏まえた主な改善点は以下

要望事項等	対応
①調査概要の追加	3. として「調査の概要(予定)」を追加し、別添1～2を添付
②調査名簿イメージの提示	別添3として添付
③ビルテナント情報の整理に関する作業の明確化	詳細を追記(P6「担当者が提供する過年度調査情報に加えて、受託者が、調査対象母集団名簿のビル名欄記載内容や、WEB掲載情報等からできる限りの情報収集を行い、反映」等)
④204,000部のはがきの用途	詳細を追記(P10「事前案内用(前年度調査対象を除く)、提出期限前リマインド用、回収督促用等」)
⑤電子ファイル調査票の送付方法の明確化	詳細を追記(P10「セキュリティを確保したエクセル形式の電子ファイル調査票を電子メールまたはファイル送信サービスにより送付」)
⑥業務実施期間・繁忙期・実施タイミングの明確化	詳細を追記(P13「6月下旬から8月上旬にかけて、書面及び電話による督促を実施。調査票の提出期限は6月15日であり、事業者からの送付にかかる日数を考慮し、若干の余裕をもって6月下旬より開始をする想定」等)
⑦審査ロジックの明確化	詳細を追記(P14「合計と内訳の整合性(合計値と内訳が一致しない、または内数が合計値を上回る場合に、エラーとするロジック)」等)